

# 横浜市総合評価落札方式ガイドライン

平成24年5月

横浜市

# 目次

	頁
1 はじめに . . .	1
2 公共工事の総合評価落札方式とは . . .	1
3 基本的運用	
(1) 落札者の決定方法 . . .	1
(2) 総合評価落札方式のタイプ . . .	2
(3) 加算点の設定範囲 . . .	2
(4) 評価項目の内容 . . .	3
(5) 技術提案及び施工計画等の評価方法の考え方 . . .	4
(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容 . . .	4
(7) 総合評価落札方式の手続きの流れ . . .	6
(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ . . .	7

## 1 はじめに

我が国では、国・地方自治体とも厳しい財政状況等を背景に、公共工事が減少していますが、建設工事を請負う企業数は以前と大きな変化がありません。また、市民から談合の防止など契約の透明性を高めることが求められています。

一方、工事の入札において一部に行き過ぎた競争が発生し、いきおい不良・不適格業者の参入や低入札受注の多発など、公共工事の品質の低下に繋がりがねない事態が懸念されています。

このような社会状況を受け、公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が成立し、平成17年4月1日に施行されました。この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素(技術力等)をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

この品確法の基本理念を実現する手法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である総合評価落札方式による入札方式が平成17年8月26日に閣議決定された基本方針に示されました。そこで、横浜市では、平成18年度から一般競争入札における総合評価落札方式による工事発注を進めています。

本ガイドラインは、横浜市での総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

## 2 公共工事の総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。この方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される入札方式です。

なお、企業の技術力等はあらかじめ設定した評価基準に基づき、提出された技術提案、施工計画、施工能力等の資料を審査し、点数化することにより評価します。

## 3 基本的運用

### (1) 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する技術提案、施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い企業を落札者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次の式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

100点

入札参加者から提出された技術提案、施工計画、施工能力等の資料を点数化した合計値

- ただし、①標準点は100点とします。  
 ②上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は億円単位とします。  
 ③評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

## (2) 総合評価落札方式のタイプ

横浜市では、予定価格3億円以上の工事については原則として総合評価落札方式による工事発注とし、工事の特性に応じて次の3タイプの総合評価落札方式を適用します。

### ア 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用されるものです。環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、または定性的に表示する（判定方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するものです。

### イ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画の他、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するものです。

### ウ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、同種工事の施工実績や、工事成績など、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するものです。

予定価格3億円以上の工事については原則として標準型、簡易型を、3億円未満の工事についてはその内容に応じ標準型、簡易型、特別簡易型を適用します。

## (3) 加算点の設定範囲

工事ごとに次の範囲で設定します。

総合評価落札方式のタイプ	加算点の満点の範囲
標準型	30点～50点
簡易型	12点～40点
特別簡易型	10点～20点

(4) 評価項目の内容

総合評価落札方式のタイプに応じ、本市が個々の工事について評価項目及びその内容を定めます。

《評価項目例》

評価 分類	評価項目	タイプの適用			評価項目の内容
		標準型	簡易型	特別 簡易型	
企業の 技術力	技術提案	1項目 以上 必須	なし	なし	総合的なコストに関する提案
					工事目的物の性能・強度等に関する提案
					社会的要請に対応した提案
	簡易な施工計画	選択	なし	なし	技術提案に係る施工計画
					工程管理に係る技術的所見
					品質管理に係る技術的所見
					施工上の課題に係る技術的所見
					施工上配慮すべき事項
					安全管理に留意すべき事項
	環境負荷軽減に配慮すべき事項				
企業の 施工能力	同種工事の施工実績	選択	選択	選択	過去15年の施工実績
	工事成績の実績				過去2年の80点以上の件数
	優良工事業者表彰の実績				過去5年の表彰実績
	配置予定技術者の施工経験				過去15年の配置予定技術者の施工経験
	配置予定技術者の資格				配置予定技術者の所持資格
	配置予定現場代理人の優良 工事技術者表彰の実績				過去5年の表彰実績
	品質管理マネジメントシス テムの取組状況				ISO9001の取得状況
企業の 社会性・ 信頼性	主たる営業所の所在地	選択	選択	選択	建設業許可における主たる営業所の所在地
	災害協力業者名簿登載				横浜市災害協力業者の登録の有無
	環境マネジメントシス テムの取組状況				ISO14001の取得状況

(5) 技術提案及び施工計画等の評価方法の考え方

技術提案及び施工計画等は、評価項目の特性を踏まえ点数化して評価しますが、点数化の基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 評価項目の性能等の数値により点数化する方法

評価項目の性能等が数値化できる場合の評価方法です。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に評価点の満点、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与し、中間の性能等は、その性能の程度により点数を付与します。

また、要求水準を満たさない場合は、「欠格」とし、技術評価点は計算しません。

イ 数値化が困難な評価項目を点数化する方法

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法です。

例えば、4段階の階層（優／良／可／欠格）で評価を行う場合には“優”に該当するものには満点、“良”に該当するものには満点の1/2～1/3程度の点、“可”に該当するものは0点として、不適切なものについては、「欠格」とします。



評価項目のうち1つでも「評価基準」が「欠格」に評価された場合、当該工事の要求水準を満たしていないと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者を落札者としません。

(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容

個々の工事の評価項目、評価基準、配点及び満点は、工事の特性により設定し、入札公告に合わせて「実施要領書」により公表します。

ア 標準型

標準型では、企業の技術力の評価分類の「技術提案」の項目が1項目以上設定されます（P3参照）。それ以外の評価項目は、簡易型と同様、工事ごとの特性により項目数も異なり、設定されない場合もあります。

イ 簡易型・特別簡易型

企業の技術力の評価分類の「簡易な施工計画」の評価項目は、簡易型で1項目以上設定されます。特別簡易型では設定されません。それ以外の評価分類の項目は、工事の特性により項目数も異なり、設定されない場合もあります。

簡易型、特別簡易型での公表する評価項目及び評価基準の例は次の通りです。

評価分類	評価項目		評価基準	配点
企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見等	◎◎◎◎	☆点
			〇〇〇〇	★点
			△△△△	△点
			不適切	[欠格]
企業の施工能力	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇あり	□点
			△△あり	■点
			なし	〇点
企業の社会性・信頼性	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇あり	▲点
			なし	〇点
加算点の満点合計				20~40点

「簡易な施工計画」は、簡易型では1項目以上設定されます。特別簡易型では設定されません。

工事の特性により項目数が異なります。

P3の評価項目のうち、工事の特性により工事ごとに選択した評価項目が入ります。  
(企業の施工能力の評価分類の例) 優良工事業者表彰

それぞれ評価項目の設定内容が入ります。  
(例) 〇〇年度以降の優良工事業者表彰の回数

それぞれの評価項目の評価基準と配点が入ります。  
(例) 2回以上—4点、1回—2点、それ以外—0点

(7) 総合評価落札方式の手続きの流れ

本市の総合評価落札方式の手続きの流れは、基本的には次のように行われます。

なお、政府調達協定(WTO)の対象工事では、入札参加資格の審査時期が下図とは異なります(⑦ではなく、③-④間で資格審査します)。

また、標準型のうち、特に技術的難易度の高いものにおいては、手続きの流れが異なる場合があります。



(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ

総合評価落札方式では、技術提案・施工計画等の実効性の確保や競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、技術提案・施工計画等が実施できないことが判明した場合、ペナルティを課します。

ア 入札参加者の技術資料の虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置等を行います。

イ 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収します。

具体的には、次の式で計算する違約金を徴収します。

$$\text{違約金 (税抜き)} = A - \frac{(B + C 2)}{(B + C 1)} \times A$$

ただし

A : 当初の入札金額

B : 標準点 (100)

C1 : 入札時の提案内容にもとづく加算点

C2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第 4 位未満を切り捨てます。

違約金は、円未満を切り捨てます。

